

障害者支援施設（居住系施設）経営の在り方に関する提言

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害者施設経営委員会
障害者の居住系施設経営の在り方検討小委員会

障害者総合支援法において地域生活移行に焦点があたる中、あらためて障害者支援施設（居住系施設）の役割を再認識し、これまで培われてきた障害者支援施設の機能や専門性を生かして、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを担っていく拠点と位置づけるとともに、障害者支援施設を地域において安心して暮らせる住まいの場として位置づけたうえで、障害者支援施設の目指すべき方向を下記に提言する。そして、これらの実現のためには、人員配置・専門性の担保に配慮が必要であると考ええる。

記

1. 障害者支援施設（居住系施設）の機能と役割

- 休日夜間も含め職員を配置し365日24時間の生活を支える支援体制が整っている。
- 日中生活サービスを含めた支援体制となっており一日を通してトータルケアができる。
- 医師、看護師、生活支援員、作業療法士、栄養士、調理師等の専門職配置があり、チーム支援体制が確立されている。
- 設備面において居室・食堂・厨房・浴室等暮らしに必要な設備が整えられている。
- 短期入所、グループホーム、相談支援事業等の積極的な展開をとおして、在宅生活等地域支援の拠点となっている。
- 職員の研修体制が整っており、人材育成の拠点となっている。
- その機能を活かして、グループホームでの生活が困難となった障害者の受け入れができる。
- 現状の居宅サービスにおいて生活基盤が弱い人への支援を行い、社会のセーフティネットの役割および生存権の保障を担っている。
特養での受け入れが困難な高齢障害者、医療との連携が必要な重度障害者、個別支援が必要な強度行動障害者、一定の環境での生活支援が必要な触法障害者など、また親亡き後を見据えての終の住処として。

2. 障害者支援施設の居住の場としての課題

- グループホームなどに比べて、多人数部屋の居室が今もあり、プライバシーの確立や、一人ひとりの生活のリズムを尊重した生活の質の向上が課題になっている。
- 現状では本人を中心とした意思決定支援を含めた個別支援の充実が課題となっている。
- 日中活動と生活の場が一緒であることが多く、メリハリのある生活の形成に課題がある。
- 入所施設設立の歴史背景や立地場所等により、地域に対して閉鎖的な施設も存在している（地域との非密着性）。

3. 障害者支援施設の目指すべき方向

(1) 個人の暮らしのQOLを高める

① 小規模化・個室化の推進

個人の居住空間確保・プライバシーの確立等により生活の多様性を拡大する。一方で、利用者同士の交流など、集団の持つピアカウンセリング的機能は保持していく。

②ケースワークを通じた支援や本人中心とした支援の実現

日中活動と生活の場や生活そのものの区切りを明確化し、一日の生活を豊かにする。
また、本人を中心とした意思決定支援を推進する。

(2) 重度化・高齢化への対応

①専門的支援の提供や医療的ケアの充実（ターミナルケアの実施）

障害特性や個々の状態、ニーズに応じた包括的な支援の提供や、より専門性を必要とする障害児者への対応。

②福祉・行政・医療・教育等、各関係機関との連携による対応

③医療の外付け（訪問看護、往診）の実施

(3) 地域福祉の担い手としての推進（地域とのつながりの推進）

①社会資源として当事者も含めた地域福祉の推進、公益的取り組みの実施

障害者支援施設は、地域で暮らす障害者に積極的にアウトリーチするなど、地域包括支援の充実に寄与し、地域において存在感を発揮していく。また、短期入所や緊急入所の受入・相談支援事業等の地域生活支援に積極的に取り組む。

②避難所や福祉避難所など、災害時の拠点としての取り組み

③施設の開放（会議室、交流スペース等）

④地域住民への障害者福祉に関する啓発

(4) 施設経営の積極的展開

①複数種別の複合型事業展開及び連携

障害者総合支援法の支援(サービス)体系において、相談支援事業等単独事業では事業経営が難しいことから、法人全体はもとより、障害・高齢・児童の複合型事業展開により、また他法人との連携も視野にした事業展開を行い、地域の様々なニーズに対してよりきめ細やかに対応していく。

②新たなニーズへの対応

生活困窮者支援等制度の谷間にいる当事者への支援について、障害者支援施設は中間的就労事業の実施や相談窓口としての役割を担うなど、積極的に関わっていく。

※障害者総合支援法の支援(サービス)体系においては、居住の場としての障害者支援施設に求められる役割・機能と一致している。

(参考)障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言

(I. 障害者総合福祉法の骨格提言 4.支援(サービス)体系 A. 全国共通の仕組みで提供される支援 4.施設入所支援)

①施設入所支援については、短期入所、レスパイトを含むセーフティネットとしての機能の明確化を図るとともに、利用者の生活の質を確保するものとする。

②国は、地域移行の促進を図りつつ、施設における支援にかかる給付を行うものとする。

③国及び地方公共団体は、施設入所者の地域生活への移行を可能にするための地域資源整備の計画を策定し、地域生活のための社会資源の拡充を推進する。

④施設は入所者に対して、地域移行を目標とする個別支援計画を策定することを基本とし、並行して入所者の生活環境の質的向上を進めつつ、意向に沿った支援を行う。また、相談支援機関と連携し、利用者の意向把握と自己決定(支援付き自己決定も含む)が尊重されるようにする。

⑤施設入所支援については、施設入所に至るプロセスの検証を行いつつ、地域基盤整備10カ年戦略終了時に、その位置づけなどについて検証するものとする。